

印刷請負契約書

発注者 静岡県道路公社 を甲とし、請負者 を乙として、次のとおり
請負契約を締結する。

(契約の要領)

第1条 この契約の要領は次のとおりとする。

(1) 品名、券種及び数量

品 名	券 種	数 量	摘 要
令和5年度 浜名湖新橋ほか2路線 通行券作成	浜名湖新橋 回数券 伊豆中央道・修善寺道路 (全線)回数券 修善寺道路 (一部線)回数券	2,600 冊 19,500 冊 600 冊	道路別に梱包区分けのこと

(2) 請負代金 円

 (うち消費税及び地方消費税額円)

(3) 納入期限 令和5年10月20日 (指定の回数券は9月22日納期)

(4) 納入場所 浜名湖新橋 古人見料金所事務所

静岡県浜松市西区古人見町2769-1

伊豆中央道 江間料金所事務所

静岡県伊豆の国市北江間1631

(5) 契約保証金 免 除

(誠実な履行)

第2条 乙は、仕様書及び甲の指示に基づいて、誠実に義務を履行するものとする。

(疑義等の決定)

第3条 仕様書に明らかにされていないもの、又は仕様書に疑義を生じたときは、甲乙
協議して定め、支障のないようにするものとする。

(納入期限の延長)

第4条 乙は天災その他、自己の責めに帰することができない理由により納入期限まで

に納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって、納入期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

(納入の通知)

第5条 乙は、製品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。

(検査及び引渡しの時期)

第6条 甲は、乙が製品の納入をした日から10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わない時は検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、第1項の検査によって、印刷が不鮮明又は印刷物として使用できないと認められるときは、再生の責任を負うものとする。この場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

4 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損の損害は、すべて乙の負担とする。

5 乙は、検査に合格した時は、遅滞なく製品を引き渡さなければならない。

(危険負担)

第7条 前条第5項の引渡し前に生じた製品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

(代金の支払時期)

第8条 甲は、第6条第5項の引渡しを受けた後、請負代金を甲が乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に請負代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、年2.50パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(納入遅延に対する違約金)

第9条 乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に製品を納入しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅延にかかる製品の請負代金に対し、1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

3 前項の違約金の債務は、甲に支払金の債務があるときは、これを相殺するものとする。

(解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと認めるとき。
- (2) 前号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認められるとき。

(権利義務の譲渡などの禁止)

第11条 乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用及び製品納入に関する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第13条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を所持する。

令和 5年 8月 日

甲 静岡市葵区追手町9番18号
静岡県道路公社
理事長 矢野 弘典

乙